会計	繰越	検算	転記		
レ	レ	は	オクト マリキ ク		○

（その１）

収　支　報　告　書

※該当箇所に［レ］すること。

（ふりがな）　すずきたかこをそだてるかい

1　政治団体の名称　鈴木たかこを育てる会

2　主たる事務所の所在地　東京都千代田区永田町２－２－１
衆議院第一議員会館１２０２号室

3　代表者の氏名　鈴木　貴子

4　会計責任者の氏名　鈴木　行二

5　平成　２８　年分

団体コード	1	2	5	0	1	8	4	9	2	0	0	1	1	0
前年繰越額	1，７２０，１６６　円													

事務担当者の氏名　赤松真次

電話番号　03-3508-7233

政治団体の区分
□ 政党
□ 政党の支部
□ 政治資金団体
□ 政治資金規正法第１８条の２第１項の規定による政治団体
レ その他の政治団体
□ その他の政治団体の支部
活動区域の区分
全国（２都道府県以上）

資金管理団体の指定の有無
レ 有　□ 無
公職の種類　衆議院議員　（現）・候）
資金管理団体の届出をした者の氏名　鈴木　貴子

国会議員関係政治団体の区分
レ 政治資金規正法第１９条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
レ 政治資金規正法第１９条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名　鈴木　貴子
公職の種類　衆議院議員　（現）・候）

（※）資金管理団体の指定の期間
平成　年　月　日　から
平成　年　月　日　まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消しをした場合のみ記入のこと。

（※）国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
平成　年　月　日　から
平成　年　月　日　まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合又は該当しなくなった場合のみ記入のこと。

受付 29.6.29 収支公開室 第　号

33/8 号 29.5.31 東京都選挙管理委員会 事務局

2372

受付	審査	確認	消込

102900

(その2)

収支の状況

1　収支の総括表

収入総額	3,540,304
(前年からの繰越額)	1,720,166
(本年の収入額)	1,820,138
支出総額	0
翌年への繰越額	3,540,304

2　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金額	
員数 (党費又は会費を納入した人の数)	

(2) 寄附		
ア　寄附(イを除く。)の区分	金額	備考
(ア) 個人からの寄附	1,820,000	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小計　(ア) ＋ (イ) ＋ (ウ)	1,820,000	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合計　(ア ＋ イ)	1,820,000	

(その6)

(6) その他の収入

行番号	摘　　要	金　　額	備　　考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	1件10万円未満のもの	138	
	合　　計	138	

(その７)

	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名(又は名称)	金　　額	年 月 日	住　　所　(又は所在地)	職業(又は代表者の氏名)	備　　考
1	松永 好民	10,000	H28/1/4	岡山県津山市国分寺812	会社役員	
2	長井 ひろし	1,200,000	H28/2/9	世田谷区赤堤3-7-7	会社役員	
3	吉母 強	10,000	H28/2/29	千葉県柏市あけぼの2-7-14	会社役員	
4	渡部 弘樹	20,000	H28/3/3	千葉県船橋市市場3-16-1-516	会社員	
5	森下 陽治	120,000	H28/3/17	札幌市西区福井5-8-5	会社役員	
6	森下 京佐	120,000	H28/3/17	札幌市中央区大通西27-1-7-802	会社役員	
7	渡辺 博行	100,000	H28/5/23	紋別郡遠軽町1条通南1-4-16	会社役員	
8	柴田 清治	30,000	H28/6/6	紋別郡湧別町北兵村三区526-11	会社役員	
9	市山 毅	10,000	H28/6/15	桧山郡上ノ国町北村156-1	会社役員	
10	薄井 章	20,000	H28/6/28	札幌市厚別区厚別西3-5-5-16	会社役員	
11	山中 庸靖	10,000	H28/9/23	台東区池之端1-4-28-1201	事務所代表	
12	岡本 昌宏	10,000	H28/10/11	神奈川県横須賀市三春町5-30-46	会社役員	
13	中澤 和彦	10,000	H28/10/12	港区海岸1-2-1-1606	会社役員	
14	角 廣志	20,000	H28/10/20	文京区本郷5-29-12-906	法人役員	
15	西村 國之	20,000	H28/12/14	北区赤羽北2-31-16-1311	税理士	
16	岩﨑 要子	10,000	H28/12/21	小平市仲町263-46	無職	
17	正木　健太	100,000	H28/12/26	新冠郡新冠町大狩部98-1	会社役員	
18						

(その7)

	(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名(又は名称)	金額	年月日	住所(又は所在地)	職業(又は代表者の氏名)	備考
	その他の寄附	0				
	合計	1,820,000				

(その17)

資○産　等　の　状○況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

(その20)

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

□　1　領収書等の写し

□　2　監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成29年5月31日

政治団体の名称　鈴木たかこを育てる会

会計責任者の氏名　鈴木　　行二　　鈴

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

(印)

政治資金監査報告書

平成29年 5月26日

鈴木たかこを育てる会
代表　鈴木　貴子　殿

登録政治資金監査人　鵜高利行

登　録　番　号　第　1515　号
研修修了年月日　平成21年5月15日

1　監査の概要

（1）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、鈴木たかこを育てる会の平成28年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（2）この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（3）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（4）この政治資金監査は、鈴木たかこを育てる会の主たる事務所において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（1）法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿が保存されていた。なお、政治資金監査の対象期間においては、鈴木たかこを育てる会に係る支出はなく、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細

書に係る支出目的書は存在しなかった。

（2）法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（3）法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿に基づいて、支出が計上されていない状況が表示されていた。

（4）法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

○ 3　業務制限

鈴木たかこを育てる会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、鈴木たかこを育てる会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上

○